

中小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改訂

1 いじめの理解と防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。また、学級等の集団の中で、周辺で暗黙の了解を与えていたり、「傍観者」の存在にも注意を払い、「いじめは決して許さない」集団形成が必要である。

このため、学校は教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。

全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが重要であるとらえ、地域、家庭と一体となっていじめの防止に向けた取組を推進していく。

2 いじめ防止に向けた生徒指導基本指針

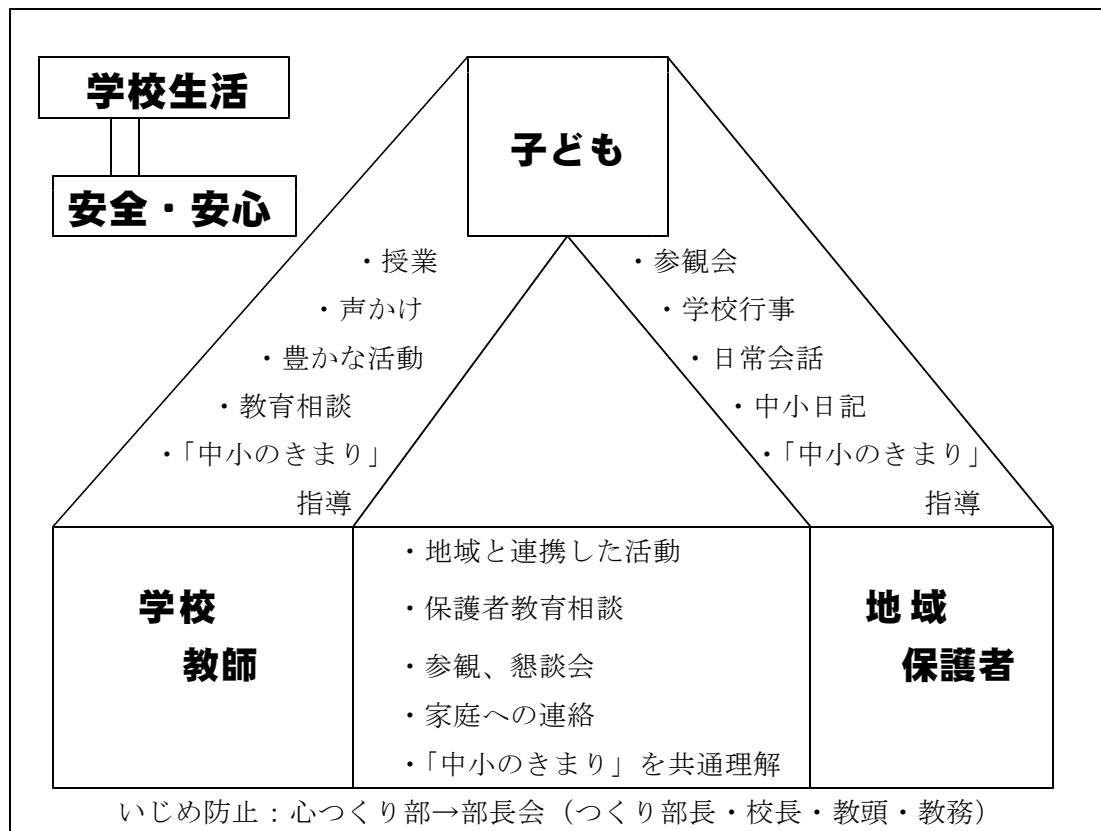
学校経営目標「子どもたちも職員も成長を感じ自己有用感のある、安全・安心で楽しい学校」を受けて

- (1) 「『学校が楽しい』と答える子どもが100%」を目指します。
- (2) 「『先生はよいところをほめてくれる』と答える子どもが95%以上」を目指します。
- (3) 「『学校のきまりを守っている』と答える子どもが95%以上」を目指します。
- (4) 「学校は、『お子さんのよいところを認めている』と答える保護者が95%以上」を、
 を目指します。

3 いじめ防止のための取組

- (1) 子どもの人権を大切にし、誰もが安全で安心できる学校づくりに努める。
 - ①子どもたちの毎日の学校生活の様子をきちんと観察し、日頃から子どもたちの声に耳を傾ける。
 - ②人間関係を豊かにする活動（クラブ活動、委員会活動、たてわり活動、ペア活動）や自治的な活動を積極的に取り入れる。
 - ③「中小のきまり」を、全職員が毅然とした態度で遵守させる。
 - ④「中小しぐさ」を中小の文化とし、誰もが気持ちよく生活できる学校を全児童、全職員でつくる。
 - ⑤保護者が個々の悩みを相談できるように年2回計画されている教育相談日を有効に活用する。
 - ⑥子どもの心の動きの把握やいじめ等の心配な情報をアンケート等により収集し、素早い対応をする。
 - ⑦生徒指導の四機能（自己決定、自己存在感、共感的な人間関係、安全・安心な風土の醸成）を生かした学級経営を行う。
 - ⑧全職員で子どもたちの良さを認め励ます指導を行う。

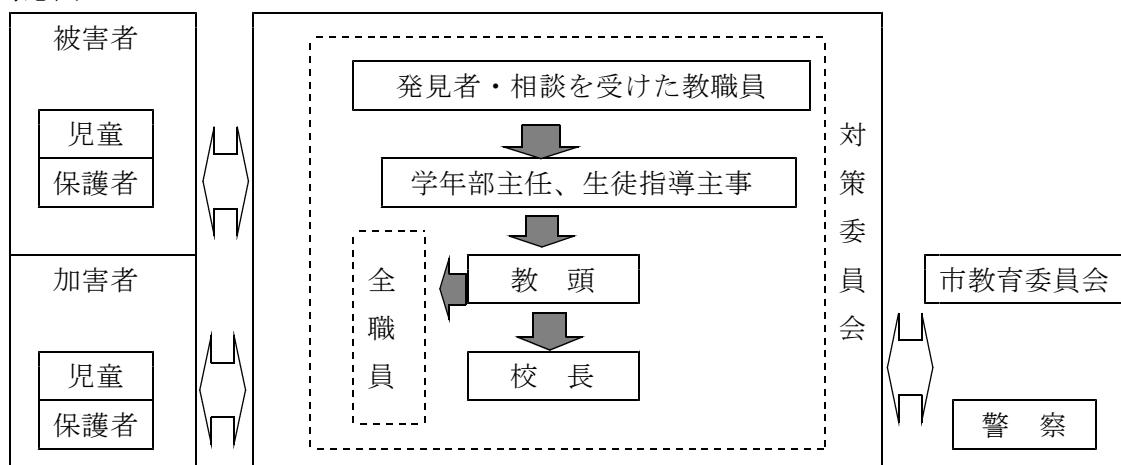
(2) 構想図



4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合

- ①特定の教職員で抱え込むことはせず、学年部主任、生徒指導主事に伝える。その際、第一報を迅速に行なうことを大事にする。
- ②報告を受けた学年部主任、生徒指導主事は教頭に報告し、学校は迅速に組織で対応する。
- ③対応図



(2) いじめに対する対処

- ①事実関係の把握
- ②被害児童への指導
- ③加害児童・周囲への指導
- ④保護者への説明（被害者・加害者）
- ⑤外部機関との連携（SC や SSW 等）